

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11月25日（土）	危機管理政策課	088-621-2793	飯田・元山

## 危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和5年11月25日（土）17:00～17:07
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理環境部長、危機管理環境部副部長、  
危機管理環境部次長、安全衛生課長、畜産振興課長、  
各部局主管課長など 計23名
- 4 協議概要：佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について  
（今シーズン国内1例目）

### ■畜産振興課からの報告

- ・本日、佐賀県鹿島市の養鶏場において、国内1例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。
- ・昨日（11月24日）、佐賀県内で「約4万羽」を飼育する「採卵鶏農場」から、死亡羽数増加の通報があり、佐賀県が「簡易検査」を実施したところ、陽性反応が確認され、本日、遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された。
- ・当該農場は、通報時点から飼育する鶏等の移動を自粛している。
- ・香川県及び高知県において、「野鳥」での鳥インフルエンザ「簡易検査陽性事例」が報告されており、現在、国において「確定検査中」であるが、本県での発生リスクが高まっている。
- ・「死亡野鳥」を発見した場合には、不用意に触れず、相談窓口へ連絡をお願いする。
- ・県内養鶏農場において、現時点で「異常な鶏」の通報はないが、今回の事例について、速やかに「情報共有」を図るとともに、改めて「飼養衛生管理」の徹底を指導して参る。

### ■安全衛生課からの報告

- ・県内の食鳥処理場には、当該養鶏場から、搬入は確認されていない。
- ・食肉衛生検査所から食鳥処理場へ、「搬入農家の確認」、「消毒などの鳥インフルエンザ対策」及び「異常鶏が確認された場合の早期通報」の徹底について指示を行った。
- ・食鳥検査センターへ確認したところ、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない。
- ・また、同センターに対し、「出荷状況報告書」や「生鳥検査」等の確認の徹底、「異常鶏確認時の簡易検査」の徹底について指示を行った。
- ・愛玩鳥への対策として、動物愛護管理センターを中心に動物園、動物取扱事業者への指導を行うほか、ホームページへの掲載等による飼育者等への啓発を予定。
- ・「食品安全委員会」から、食鳥肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はなく、「安全」であるとの見解が出されているため、県ホームページ等で、周知啓発する。

■危機管理政策課からの報告

- ・万一、県内農場で高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が確認された場合には、原則、24時間以内に殺処分作業を、72時間以内に埋却作業をそれぞれ完了する必要があるため、防疫措置の早期完了に向けて、当課から各部局へ動員を依頼することとなっている。
- ・防疫措置の早期完了には、初動が重要であり、10月に入り、西部総合県民局、南部総合県民局、東部圏域の職員を対象に訓練を行うとともに、「泡殺鳥機等」を用いた防疫演習を実施するなど、職員の対応能力向上に努めているところ。
- ・これら訓練の成果を踏まえ、有事に備えた危機管理体制の構築に協力をお願いする。

■政策監から次のとおり指示

○今シーズン、国内1例目の

「高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認」について、4点指示する。

- ・養鶏場における、「消毒」や「野生小動物の侵入防止対策」など、「飼養衛生管理」を徹底すること。  
特に、石灰消毒については、「2週間に1回以上」の消毒を要請しているが、「国内養鶏場での発生」を受け、消毒を徹底する必要があることから、県内全養鶏場に対し、危機管理調整費を活用し、消毒用の消石灰を緊急配付すること。
- ・県民の皆様の不安の払拭とともに、死亡野鳥を発見した際の連絡等について、県民の皆様にご協力いただくよう、お願いすること。
- ・食鳥肉の安全性を確保するため、食鳥検査の徹底を図ること。
- ・本県養鶏農家において、鳥インフルエンザが発生するなど、状況に変化があった場合、防疫措置等のため、全庁的に職員を動員し、対応することから、各部局においては、庁内情報共有を徹底するため、緊急連絡体制を改めて確認するとともに、動員体制の再確認を行うこと。